

新型コロナウイルス感染症対策について

(5 類感染症への移行に伴う対応)

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルスの扱いが 2 類から 5 類に変更されました。
それに伴い、幼児センターにおける対策を次の通りに行いますので、
ご理解とご協力をよろしくお願いします。

症状がある場合

● 発症日を 0 日目として、5 日間が経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまでを療養期間とします。

*「症状が軽快」～解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

症状が無い場合

● 検体採取日を 0 日目として、5 日間が経過するまでを療養期間とします。

※「濃厚接触者」の取り扱いは無くなりました。

※ 感染に不安がある場合は、幼児センターまでご相談ください。

※ 幼児センターでは引き続き、換気や清掃・消毒、手指衛生などの感染症対策に取り組んでいきます。

※ ご家庭におかれましても、お子様の健康観察等にご留意されるようお願いいたします。

※ 今後の状況により対応が変わる場合があります。